

軽油引取税に係る令和8年分農業用免税証の交付申請について

令和8年分農業用免税証の交付申請の受付を次のとおり行いますので、交付を希望される方は必ずその期間中に申請してください。

1 受付日程及び会場

(1) 受付会場：栃木県庁河内庁舎（住所：宇都宮市竹林町1030-2）

(2) 受付時間：（午前）8:45～11:15 （午後）1:00～3:30

(3) 受付期日及び会場：住所地の指定日（午前・午後の指定あり）に申請してください。

期 日	指 定 地 区	会場
R8.1.8（木） 午前	上河内地区	栃木県庁河内庁舎 5階大会議室
午後	上河内地区	
R8.1.9（金） 午前	上河内地区	
午後	河内地区	
R8.1.13（火） 午前	河内地区	
午後	河内地区	
R8.1.14（水） 午前	城山地区	
午後	富屋地区・篠井地区	
R8.1.15（木） 午前	横川地区	
午後	平石地区	
R8.1.16（金） 午前	本庁地区・姿川地区	
午後	瑞穂野地区・雀宮地区	
R8.1.19（月） 午前	豊郷地区	
午後	清原地区・国本地区	

予備日：2/16(月)～2/17(火) 午前8:45～11:15 午後1:00～3:30

会場：栃木県庁河内庁舎 5階大会議室

2 持参するもの

(1) 新規申請以外の方

① 免税軽油使用者証

② 印鑑

③ 免税軽油の引取り等に係る報告書（納品書等を持参。コピー可）

④ 420円（手数料）（①の使用者証が今回更新の方のみ）

⑤ 農業委員会が発行する耕作証明書（交付数量の再計算を希望される方のみ）

⑥ 農作業受委託証明書及び受委託契約書の写し（受委託農業者のみ）

(2) 新規申請の方

① 印鑑

② 農業委員会が発行する耕作証明書

③ 作付内容のメモ及び使用機械のカタログ等

④ 420円（手数料）

3 免税証の交付

前年の申請内容に変更のない方 → 申請日に即日交付します。

新規申請の方及び追加交付希望の方 → 後日、宇都宮県税事務所で交付いたします。

※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

4 注意事項

納品書等の持参について

報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は免税証の即日交付はできません。

紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。（新規申請の方を除く。）

5 免税証に関する問い合わせ・連絡先

宇都宮県税事務所 課税部 個人課税課

☎（６２６）３０１８

6 耕作証明を必要とする場合は、下記の窓口で交付を受けてください。

耕作証明に関する問い合わせ・連絡先

宇都宮市役所 7 階 宇都宮市農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ

☎（６３２）２８１５